



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 アイエーグループ株式会社
代表者名 代表取締役社長 古 川 教 行
(JASDAQ・コード 7509)
問合せ先 専務取締役 小 野 敦
(TEL.045-821-7500)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の定めに基づき、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 34 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合についての議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月 1 日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、当社普通株式の売買単位を現在の 1,000 株から 100 株に変更することに伴い、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合を行います。

(2) 併合する株式の内容

- | | |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①併合する株式の種類 | 普通株式 |
| ②併合の方法・割合 | 平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日（実質上、9 月 29 日）の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に普通株式 5 株を 1 株の割合で併合いたします。 |

③併合により減少する株式数（平成 29 年 3 月 31 日現在）

株式併合前の発行済株式総数	8,226,800 株
株式併合により減少する株式数	6,581,440 株
株式併合後の発行済株式総数	1,645,360 株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

所有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	901 名（100.0%）	8,226,800 株（100.0%）
5 株未満所有株主	82 名（9.1%）	90 株（0.0%）
5 株以上所有株主	819 名（90.9%）	8,226,710 株（100.0%）

(注) 上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、5 株未満の株式を所有の株主様 82 名（そのご所有株式数の合計は 90 株）が株主たる地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座をお持ちでない株主様（特別口座の株主様）は三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部（電話 0120-232-711（通話料無料））までお問い合わせ下さい。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数の割合に応じて金銭をお支払いいたします。

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもって、その効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」及び「2. 株式併合」に伴うものであります。なお、会社法第 182 条第 2 項及び第 195 条第 1 項の定めに基づき、本定時株主総会における定款の一部変更の決議を経ず本定款の変更を行います。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	定款変更案
<p>第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は、<u>26,744,000</u> 株とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の 1 単元の株式の数は、<u>1,000</u> 株とする。</p>	<p>第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は、<u>5,348,800</u> 株とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の 1 単元の株式の数は、<u>100</u> 株とする。</p>

(3) 変更の効力発生日
平成 29 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件
本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

取締役会決議日	平成 29 年 5 月 12 日
定時株主総会開催日	平成 29 年 6 月 23 日
株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日
単元株式数変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日

(注) 上記のとおり、株式併合及び単元株式数の変更の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における当社株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

以上

(添付資料)

【ご参考】単元株式数の変更及び株式併合に関する Q & A

【ご参考】

単元株式数の変更及び株式併合に関するQ & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会の議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更することです。

今回、当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式とすることです。

今回、当社では、5株を1株に併合することを予定しております。

Q 3. 単元株式数の変更及び株式併合の目的を教えてください。

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、投資家をはじめとする市場利用者の利便性向上等を目的に、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更いたします。

併せて、当社株式につき、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合を行います。

Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本の状況が変わることはありませんので、株式市況の変動等の他の要因を除けば、株主様にご所有の当社株式の資産価値への影響はありません。

株式併合後においては、株式併合前と比して、株主様にご所有の当社株式数は5分の1となりますが、1株当たりの純資産額は5倍となり、株価につきましても理論上は5倍となります。

具体例をあげてご説明いたしますと、株式併合の効力発生前後で、ご所有株式数及び資産価値等は、理論上、次のとおりとなります。

	効力発生前	効力発生後	備考
ご所有株式数	1,000株	200株	5分の1
株価	600円	3,000円	5倍
資産価値	600,000円	600,000円	変化なし

Q 5. 所有株式や議決権はどうなりますか。

株式併合により、株主様にご所有の当社株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は、併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数及び議決権は、次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,300 株	3 個	660 株	6 個	なし
例②	1,021 株	1 個	204 株	2 個	0.2 株
例③	1,000 株	1 個	200 株	2 個	なし
例④	620 株	0 個	124 株	1 個	なし
例⑤	177 株	0 個	35 株	0 個	0.4 株
例⑥	3 株	0 個	0 株	0 個	0.6 株

株式併合の結果、1 株に満たない端数株式が生じた場合（上記の例②、⑤及び⑥のような場合）は、端数株式のすべてを当社が一括して売却処分し、又は自己株式として買い取り、その代金を端数株式が生じた株主様に対し端数株式の割合に応じてお支払いいたします。

この代金につきましては、平成 29 年 12 月上旬にお支払いさせていただく予定にしております。

また、効力発生前のご所有株式数が 5 株未満の場合（上記例⑥のような場合）は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となるため、当社株主としての地位を失うこととなります。

なお、効力発生前に、単元未満株式の買い取りをご請求いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることもできます。具体的な手続きにつきましては、証券会社に口座をお持ちの株主様はお取引の証券会社、証券会社に口座をお持ちでない株主様（特別口座の株主様）は三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（電話 0120-232-711（通話料無料））までお問い合わせ下さい。

Q 6. 受け取る配当金額への影響はありますか。

株主様のご所有の当社株式数は、株式併合により 5 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合（5 株を 1 株に併合）を勘案して 1 株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を除けば、株式併合を理由とした株主様の受取配当金額への影響はありません。但し、株式併合により生じた端数株式（1 株に満たない株式）につきましては、上記のとおり、当社株主としての地位を失うことになるため、配当は生じません。

（具体例）前期（第 34 期（平成 29 年 3 月期））の配当実績・予想をもとにした、株式併合の効力発生前後でのご所有株式数及び受取配当金額等に関するシミュレーション

例①

	効力発生前	効力発生後	備考
ご所有株式数	1,000 株	200 株	5 分の 1
1 株当たりの年間配当額	24 円	120 円	5 倍
受取配当金額	24,000 円	24,000 円	変化なし

例②

	効力発生前	効力発生後	備考
ご所有株式数	1,021 株	204 株	5 分の 1（端数株式 0.2 株）
1 株当たりの年間配当額	24 円	120 円	5 倍
受取配当金額	24,504 円	24,480 円	（注）

(注) 端数株式は、そのすべてを当社が一括して売却処分し、又は自己株式として買い取り、その代金を端数株式が生じた株主様に対し端数株式の割合に応じてお支払いいたします。この結果、当該端数株式につきましては、当社株主としての地位を失うことになるため、配当は生じません。

Q 7. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

次のとおり予定しております。

平成 29 年 6 月 23 日	第 34 期定時株主総会
平成 29 年 9 月 26 日	1,000 株単位での売買最終日
平成 29 年 9 月 27 日	100 株単位での売買開始日
平成 29 年 10 月 1 日	単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日
平成 29 年 10 月下旬	株式割当通知の発送
平成 29 年 12 月上旬	端数株式処分（買取）代金のお支払い

Q 8. 株主自身で何か必要な手続きはありますか。

特に必要な手続きはございません。

【お問い合わせ先】

- ・証券会社に口座をお持ちの株主様
株主様の口座のある証券会社
- ・証券会社に口座をお持ちでない株主様（特別口座の株主様）
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-232-711（通話料無料）

以上